

長野県農業再生協議会 総会 次第

日 時：平成 30 年 3 月 22 日（木）

13:30～14:30

場 所：JA長野県ビル12階 12C会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任及び書記の任命

5 報告事項

- ・平成 29 年度事業実施状況等について

6 協議事項

第 1 号議案 規約等の改正（案）について

第 2 号議案 平成 30 年度事業計画（案）について

第 3 号議案 平成 30 年度一般会計及び特別会計収支予算（案）について

第 4 号議案 平成 30 年度担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先の承認
について

7 その他

8 閉 会

平成 29 年度事業実施状況等について

米・戦略作物部会

1 経営所得安定対策等の加入状況について

※数値は申請時点（H29：H29.9.29 農林水産省公表 H28：H28.11.1 農林水産省公表）

※表中の（ ）書きは、水田活用の直接支払交付金について、平成 29 年度から二毛作助成が廃止されたことにより、前年度と面積比較をするために、二毛作面積分を加えた参考値

(1) 交付金別作付申請件数及び面積

区 分	米の 直接支払交付金	水田活用の 直接支払交付金	畑作物の 直接支払交付金	備考
H29 年度	22,998 件 19,944ha	12,893 件 7,075ha (8,547ha)	1,167 件 7,880ha	水田活用及び畑作物 の直接支払交付金の 作物別面積等の内訳 は 2、3 のとおり
H28 年度	24,363 件 19,984ha	13,692 件 8,506ha	1,208 件 7,548ha	
比 較	▲1,365 件 ▲40ha	▲799 件 ▲1,431ha (41ha)	▲41 件 332ha	

(2) 水田活用の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位：ha)

区分	麦	大豆	飼料 作物	米粉 用米	飼料 用米	WCS 用稲	加工 用米	そば	なたね
H29 年度	2,378 (2,393)	613 (1,512)	554 (589)	18	319	252	825	2,114 (2,637)	2
H28 年度	2,427	1,502	593	13	348	250	788	2,584	1
比 較	▲49 (▲34)	▲889 (10)	▲39 (▲4)	5	▲29	2	37	▲470 (53)	1

(3) 畑作物の直接支払交付金の作物別作付申請面積

(単位：ha)

区分	麦	大豆	そば	なたね
H29 年度	2,633	1,625	3,601	21
H28 年度	2,634	1,626	3,270	18
比 較	▲1	▲1	331	3

(4) 収入減少影響緩和交付金の申請状況

(単位：件、ha)

	件数	申請面積			
		計	米	麦	大豆
H29 年度	1,420	13,749	10,034	2,380	1,335
H28 年度	1,476	13,591	9,940	2,408	1,243
比 較	▲56	158	94	▲28	92

2 経営所得安定対策及び新たな米政策等の推進について

(1) 米政策の見直しに関する具体的取組検討会（JA対象）

水田農業の複合化に向けた取組推進研修会

- ・日時 平成29年9月1日（金）13:30～16:30
- ・場所 長野市 JA長野県ビル 12A会議室
- ・内容 「需要に応じた主食用米の適正生産」と「水田農業の体質強化」の取組（案）について
生産数量目安値の算定ルール（案）について 等

(2) 平成30年産以降の米政策に係る市町村・JA等担当者会議

- ・日時 平成29年9月14日（木）13:30～16:00
- ・場所 安曇野市 安曇野スイス村サンモリッツ 大ホール
- ・内容 「需要に応じた主食用米の適正生産」と「水田農業の体質強化」の取組（案）について
生産数量目安値の算定ルール（案）について 等

(3) 平成30年経営所得安定に資する各種補助事業説明会

- ・日時 平成30年2月8日（木）10:00～12:00
- ・場所 安曇野市 安曇野スイス村サンモリッツ 大ホール
- ・内容 産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金、新しい園芸産地づくり支援事業 等

(4) 平成30年水田農業経営所得安定対策等推進研修会

- ・日時 平成30年2月8日（木）13:00～16:00
- ・場所 安曇野市 安曇野スイス村サンモリッツ 大ホール
- ・内容 平成30年度の米政策の推進について
水田農業トリプルアップ運動の概要について
平成30年度水田活用の直接支払交付金について
経営所得安定対策等推進事業の適正な推進について
タブレットシステム導入による転作の現地確認業務の効率化について 等

(5) 経営所得安定対策推進パンフレット等の作成

- ・「経営所得安定対策と米政策」（作成部数 3,660 部）
- ・「米政策に係る生産者向け啓発チラシ」（作成部数 87,000 部）

3 需要に応じた米づくり（経営所得安定対策・需給調整）に関する意見交換等

(1) 視察研修【石川県：たけもと農場等、平成29年8月3日（木）～5日（金）】

(2) 先駆的稲作法人等との情報交換【愛知県：鍋八農産等、平成30年2月8日（木）】

平成 29 年度 事業実施状況

担い手・農地部会

1 担い手の経営管理能力向上等支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
(1) 人・農地問題解決促進研修会	8月9日	安曇野市 「安曇野スィス村サマリット」	120名
(2) 農業経営管理能力向上セミナー	12月6日(第1回) 1月17日(第2回) 2月14日(第3回)	塩尻市 「県総合教育センター」	48名 28名 30名
(3) 集落営農経営発展支援研修会	10月31日	安曇野市 「安曇野スィス村サマリット」	132名
(4) 一般企業農業参入セミナー	8月29日	安曇野市 「安曇野スィス村サマリット」	60名
(5) 農業経営コンサルタントの派遣	4月～3月	実派遣コンサルタント 5名 延べ派遣回数 14回	総対象者数 220名
(6) 専門アドバイザーの派遣	4月～2月	実派遣アドバイザー 2名 延べ派遣回数 4回	総対象者数 84名
(7) 専門アドバイザー・農業経営コンサルタント合同会議	11月14日	松本市「JA松本市会館」	15名
(8) 女性農業者活動支援事業 ①女性農業経営者能力向上支援事業 ②若手女性農業者連携活動支援事業	年間 "	実施団体数 3団体 " 10団体	
(9) 担い手情報紙 「担い手・農地だより」の発行	8・2月 (2回発行)	市町村協議会から認定 農業者等配布	配布数 各6,500部

2 農地の利用集積、遊休農地対策関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
(1) 農地利用最適化推進研修会	6月7日	塩尻市 「長野県総合教育センター」	125名
(2) 遊休農地活用功績者表彰事業 ・現地調査及び審査会	現地調査:4ヶ所 11月16日～21日 (3日間) 審査会:12月14日	応募推薦件数 4件 ・県知事賞 ・農業会議会長賞 ・農協中央会会長賞 ・再生協会会長賞	
(3) 遊休農地活用シンポジウム	2月5日	長野市 「長野市若里市民文化ホール」 遊休農地活用功績者表彰	300名

平成 29 年度 事業実施状況

野生鳥獣被害対策部会

1 平成 25・26 年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業関連書類の保管

関係書類名	保管場所	保存期限	備考
農業再生協議会(野生鳥獣対策部会) 振込受付書つづり	長野県森林組合連合会	5年 (2020年3月まで)	出納帳・通帳
農業再生協議会関係つづり	長野県森林組合連合会	5年 (2020年3月まで)	
平成26年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金①	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成31年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成26年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金②-1	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (2020年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払・返還
平成26年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金②-2	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成31年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金①	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金②	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金③-1	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
平成25年度 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金③-2	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (平成30年3月まで)	計画・内示・交付決定・確定・支払
農業再生協議会関係つづり	鳥獣対策・ジビエ振興室	5年 (2020年3月まで)	

平成 29 年度 事業実施状況

中山間地農業振興部会

1 市町村の将来ビジョンに関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 平成 29 年度ビジョンの策定支援	5 月 17 日認定	73 市町村 (中山間地のない小布施町、原村、山形村、松川村を除く)
(2) 平成 30 年度ビジョンの策定支援	3 月 2 日認定	73 市町村 (中山間地のない小布施町、原村、山形村、松川村を除く)

2 地域別農業振興計画に関する支援関係

実施項目	実施時期	実施場所等
(1) 平成 29 年度計画の策定支援	5 月 17 日認定	10 地区 (全地域振興局、対象 77 市町村)
(2) 平成 30 年度計画の策定支援	3 月 2 日認定	10 地区 (全地域振興局、対象 77 市町村)

3 横断的な課題に対する検討関係

実施項目	実施時期	実施場所等	参加者等
(1) 農村の暮らし支援のため、JA グループとの連携研究会	5 月 9 日	JA 長野県ビル 12C 会議室	21 名
(2) 暮らしの支援に係る優良事例団体の意見交換会	6 月 19 日	JA 長野県ビル 4B 会議室	24 名
(3) 地域の活性化に向けた JA の取組についての講演・意見交換会	7 月 24 日	長野県庁第 1 特別会議室	40 名
(4) 中山間地域の住民力・地域力による社会的事業化支援研究会	(第 1 回) 9 月 19 日 (第 2 回) 12 月 14 日 (第 3 回) 1 月 18 日 (第 4 回) 2 月 1 日	・研究会の進め方 ・御代田町商店街ヒアリング振り返り ・事例報告、事例研究、NPO 法人ふるさと ・中間とりまとめ、意見交換	
(5) JA グループとの連携研究会における農村の暮らし支援に係る信州子どもカフェ支援推進会議	10 月 17 日	JA 中信会館 401 会議室	30 名
(6) 地域の活性化に向けた JA の暮らしの活動優良事例検討会	3 月 28 日	JA 長野県ビル 12D 会議室	40 名 予定

第1号議案

長野県農業再生協議会規約等の一部改正（案）について

1 改正の概要

(1) 長野県農業再生協議会規約について

ア 行政による「生産数量目標」の配分に代わり、「生産数量目安値」を設定し、これに沿って適正生産に取り組むこととしたことによる改正
(第4条、21条及び36条)

イ 県協議会の会員に「長野県農業士協会」を、米・戦略作物部会の部会員に「長野県農業経営者協会」及び「長野県農業士協会」を追加（第5条関係別紙1及び第20条関係別紙2）

ウ 役員の任期を1年から2年に改正（第9条）

エ 国の機関の名称及び代表者の職名変更に伴い、「長野地域センター長」を「長野県拠点地方参事官」に改正（第32条及び33条）

(2) 長野県農業再生協議会会計処理規程について

ア 上記エと同様の改正（第17条及び37条）

イ 会計処理に関して、財務省調査により改善指導があった、次の項目を追加（第29条及び31条）
①物品等の購入の際に、複数者から見積書を徴取すること。
②旅費及び講師手当の規定を設けること。

2 改正事項

(1) 長野県農業再生協議会規約

改正後	現 行																																								
長野県農業再生協議会規約	長野県農業再生協議会規約																																								
平成16年 3月18日 制 定 平成23年 3月24日一部改正 平成23年 9月21日一部改正 平成25年 3月 8日一部改正 平成25年 5月29日一部改正 平成26年 2月27日一部改正 平成27年 2月12日一部改正 平成29年 3月22日一部改正 平成30年 3月22日一部改正	平成16年 3月18日 制 定 平成23年 3月24日一部改正 平成23年 9月21日一部改正 平成25年 3月 8日一部改正 平成25年 5月29日一部改正 平成26年 2月27日一部改正 平成27年 2月12日一部改正 平成29年 3月22日一部改正																																								
第1条～第3条 〔略〕 (事業)	第1条～第3条 〔略〕 (事業)																																								
第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 〔略〕 (2) 対象作物の生産数量 <u>目安値</u> の設定に関するこ と。 (県協議会の会員)	第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 〔略〕 (2) 対象作物の生産数量 <u>目標</u> の設定に関するこ と。 (県協議会の会員)																																								
第5条 県協議会は、別紙1に掲げる者をもって構 成する。	第5条 県協議会は、別紙1に掲げる者をもって構 成する。																																								
(別紙1) 長野県農業再生協議会会員名簿	(別紙1) 長野県農業再生協議会会員名簿																																								
<table><tr><th>会員の名称等</th></tr><tr><td>学識経験者（元信州大学農学部教授）</td></tr><tr><td>長野県</td></tr><tr><td>長野県農業協同組合中央会</td></tr><tr><td>全国農業協同組合連合会長野県本部</td></tr><tr><td>長野県信用農業協同組合連合会</td></tr><tr><td>長野県食糧集荷協同組合</td></tr><tr><td>長野県市長会</td></tr><tr><td>長野県町村会</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県農業会議</td></tr><tr><td>長野県農業共済組合</td></tr><tr><td>長野県土地改良事業団体連合会</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県原種センター</td></tr><tr><td>公益財団法人 長野県農業開発公社</td></tr><tr><td>公益社団法人 長野県農業担い手育成基金</td></tr><tr><td>株式会社 日本政策金融公庫長野支店</td></tr><tr><td>信州水田農業経営者会議</td></tr><tr><td>長野県農業経営者協会</td></tr><tr><td>長野県農業士協会</td></tr><tr><td>長野県森林組合連合会</td></tr></table>	会員の名称等	学識経験者（元信州大学農学部教授）	長野県	長野県農業協同組合中央会	全国農業協同組合連合会長野県本部	長野県信用農業協同組合連合会	長野県食糧集荷協同組合	長野県市長会	長野県町村会	一般社団法人 長野県農業会議	長野県農業共済組合	長野県土地改良事業団体連合会	一般社団法人 長野県原種センター	公益財団法人 長野県農業開発公社	公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	株式会社 日本政策金融公庫長野支店	信州水田農業経営者会議	長野県農業経営者協会	長野県農業士協会	長野県森林組合連合会	<table><tr><th>会員の名称等</th></tr><tr><td>学識経験者（元信州大学農学部教授）</td></tr><tr><td>長野県</td></tr><tr><td>長野県農業協同組合中央会</td></tr><tr><td>全国農業協同組合連合会長野県本部</td></tr><tr><td>長野県信用農業協同組合連合会</td></tr><tr><td>長野県食糧集荷協同組合</td></tr><tr><td>長野県市長会</td></tr><tr><td>長野県町村会</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県農業会議</td></tr><tr><td>長野県農業共済組合</td></tr><tr><td>長野県土地改良事業団体連合会</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県原種センター</td></tr><tr><td>公益財団法人 長野県農業開発公社</td></tr><tr><td>公益社団法人 長野県農業担い手育成基金</td></tr><tr><td>株式会社 日本政策金融公庫長野支店</td></tr><tr><td>信州水田農業経営者会議</td></tr><tr><td>長野県農業経営者協会</td></tr><tr><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>長野県森林組合連合会</td></tr></table>	会員の名称等	学識経験者（元信州大学農学部教授）	長野県	長野県農業協同組合中央会	全国農業協同組合連合会長野県本部	長野県信用農業協同組合連合会	長野県食糧集荷協同組合	長野県市長会	長野県町村会	一般社団法人 長野県農業会議	長野県農業共済組合	長野県土地改良事業団体連合会	一般社団法人 長野県原種センター	公益財団法人 長野県農業開発公社	公益社団法人 長野県農業担い手育成基金	株式会社 日本政策金融公庫長野支店	信州水田農業経営者会議	長野県農業経営者協会	〔新設〕	長野県森林組合連合会
会員の名称等																																									
学識経験者（元信州大学農学部教授）																																									
長野県																																									
長野県農業協同組合中央会																																									
全国農業協同組合連合会長野県本部																																									
長野県信用農業協同組合連合会																																									
長野県食糧集荷協同組合																																									
長野県市長会																																									
長野県町村会																																									
一般社団法人 長野県農業会議																																									
長野県農業共済組合																																									
長野県土地改良事業団体連合会																																									
一般社団法人 長野県原種センター																																									
公益財団法人 長野県農業開発公社																																									
公益社団法人 長野県農業担い手育成基金																																									
株式会社 日本政策金融公庫長野支店																																									
信州水田農業経営者会議																																									
長野県農業経営者協会																																									
長野県農業士協会																																									
長野県森林組合連合会																																									
会員の名称等																																									
学識経験者（元信州大学農学部教授）																																									
長野県																																									
長野県農業協同組合中央会																																									
全国農業協同組合連合会長野県本部																																									
長野県信用農業協同組合連合会																																									
長野県食糧集荷協同組合																																									
長野県市長会																																									
長野県町村会																																									
一般社団法人 長野県農業会議																																									
長野県農業共済組合																																									
長野県土地改良事業団体連合会																																									
一般社団法人 長野県原種センター																																									
公益財団法人 長野県農業開発公社																																									
公益社団法人 長野県農業担い手育成基金																																									
株式会社 日本政策金融公庫長野支店																																									
信州水田農業経営者会議																																									
長野県農業経営者協会																																									
〔新設〕																																									
長野県森林組合連合会																																									
第6条～第8条 〔略〕 (役員の任期)	第6条～第8条 〔略〕 (役員の任期)																																								
第9条 役員の任期は、 <u>2</u> 年とする。 2 〔略〕	第9条 役員の任期は、 <u>1</u> 年とする。 2 〔略〕																																								
第10条～第19条 〔略〕	第10条～第19条 〔略〕																																								

改正後	現行																												
(部会員の構成等) 第20条 〔略〕 2 部会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。 〔後略〕 3～5 〔略〕 (別紙2) 1 米・戦略作物部会員名簿 <table><tr><th>部会員の名称等</th></tr><tr><td>学識経験者</td></tr><tr><td>長野県</td></tr><tr><td>長野県農業協同組合中央会</td></tr><tr><td>全国農業協同組合連合会長野県本部</td></tr><tr><td>長野県食糧集荷協同組合</td></tr><tr><td>長野県市長会</td></tr><tr><td>長野県町村会</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県農業会議</td></tr><tr><td>長野県農業共済組合</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県原種センター</td></tr><tr><td>信州水田農業経営者会議</td></tr><tr><td>長野県農業経営者協会</td></tr><tr><td>長野県農業士協会</td></tr></table> 2～4 〔略〕 (部会の権能) 第21条 〔略〕 2 対象作物の生産数量目安値の算定ルール及び地域協議会別生産数量目安値の設定については、米・戦略作物部会において、協議し決定する。 3～7 〔略〕 第22条～第31条 〔略〕 (報告) 第32条 会長は、第30条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局長野県拠点地方参事官に提出しなければならない。 (報告等) 第33条 この規約及び第24条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に報告し、かつ関東農政局長野県拠点地方参事官に届出なければならない。 (地方部の権能) 第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。 (1) 〔略〕 (2) 米の需給調整の推進に係る事務 (3)～(12) 〔略〕 2 地方部は、次の各号に掲げる事項を協議し決定する。 (1) 〔削除〕 (1)～(2) 〔略〕 附 則 1～12 〔略〕 13 この規約は、平成30年3月22日から施行する。	部会員の名称等	学識経験者	長野県	長野県農業協同組合中央会	全国農業協同組合連合会長野県本部	長野県食糧集荷協同組合	長野県市長会	長野県町村会	一般社団法人 長野県農業会議	長野県農業共済組合	一般社団法人 長野県原種センター	信州水田農業経営者会議	長野県農業経営者協会	長野県農業士協会	(部会員の構成等) 第20条 〔略〕 2 部会は、別紙2に掲げる者をもって構成する。 〔後略〕 3～5 〔略〕 (別紙2) 1 米・戦略作物部会員名簿 <table><tr><th>部会員の名称等</th></tr><tr><td>学識経験者</td></tr><tr><td>長野県</td></tr><tr><td>長野県農業協同組合中央会</td></tr><tr><td>全国農業協同組合連合会長野県本部</td></tr><tr><td>長野県食糧集荷協同組合</td></tr><tr><td>長野県市長会</td></tr><tr><td>長野県町村会</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県農業会議</td></tr><tr><td>長野県農業共済組合</td></tr><tr><td>一般社団法人 長野県原種センター</td></tr><tr><td>信州水田農業経営者会議</td></tr><tr><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>〔新設〕</td></tr></table> 2～4 〔略〕 (部会の権能) 第21条 〔略〕 2 対象作物の生産数量目標の算定ルール及び地方部別生産数量目標の設定については、米・戦略作物部会において、協議し決定する。 3～7 〔略〕 第22条～第31条 〔略〕 (報告) 第32条 会長は、第30条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局長野地域センター長に提出しなければならない。 (報告等) 第33条 この規約及び第24条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に報告し、かつ関東農政局長野地域センター長に届出なければならない。 (地方部の権能) 第36条 地方部は、次の各号に掲げる事項を執行する。 (1) 〔略〕 (2) 対象作物の生産数量目標の設定に係る事務 (3)～(12) 〔略〕 2 地方部は、次の各号に掲げる事項を協議し決定する。 (1) 市町村別生産数量目標の設定等に関すること。 (2)～(3) 〔略〕 附 則 1～12 〔略〕	部会員の名称等	学識経験者	長野県	長野県農業協同組合中央会	全国農業協同組合連合会長野県本部	長野県食糧集荷協同組合	長野県市長会	長野県町村会	一般社団法人 長野県農業会議	長野県農業共済組合	一般社団法人 長野県原種センター	信州水田農業経営者会議	〔新設〕	〔新設〕
部会員の名称等																													
学識経験者																													
長野県																													
長野県農業協同組合中央会																													
全国農業協同組合連合会長野県本部																													
長野県食糧集荷協同組合																													
長野県市長会																													
長野県町村会																													
一般社団法人 長野県農業会議																													
長野県農業共済組合																													
一般社団法人 長野県原種センター																													
信州水田農業経営者会議																													
長野県農業経営者協会																													
長野県農業士協会																													
部会員の名称等																													
学識経験者																													
長野県																													
長野県農業協同組合中央会																													
全国農業協同組合連合会長野県本部																													
長野県食糧集荷協同組合																													
長野県市長会																													
長野県町村会																													
一般社団法人 長野県農業会議																													
長野県農業共済組合																													
一般社団法人 長野県原種センター																													
信州水田農業経営者会議																													
〔新設〕																													
〔新設〕																													

(2) 長野県農業再生協議会会計処理規程

改正案	現 行
長野県農業再生協議会会計処理規程	長野県農業再生協議会会計処理規程
平成16年3月18日制 定 平成23年3月24日一部改正 平成23年9月21日一部改正 平成25年3月8日一部改正 平成25年5月29日一部改正 平成26年2月27日一部改正 平成27年2月12日一部改正 平成27年5月25日一部改正 平成27年9月11日一部改正 平成30年3月22日一部改正	平成16年3月18日制 定 平成23年3月24日一部改正 平成23年9月21日一部改正 平成25年3月8日一部改正 平成25年5月29日一部改正 平成26年2月27日一部改正 平成27年2月12日一部改正 平成27年5月25日一部改正 平成27年9月11日一部改正
第1条～第16条 〔略〕 (事業計画及び収支予算の作成)	第3章 予算 (事業計画及び収支予算の作成)
第17条 〔略〕 2 前項の規定による事業計画及び収支予算は、 <u>関東農政局長野県拠点地方参事官</u> に報告しなければならない。 〔後略〕	第17条 〔略〕 2 前項の規定による事業計画及び収支予算は、 <u>関東農政局長野地域センター長</u> に報告しなければならない。 〔後略〕
第18条～第28条 〔略〕 (物品の購入)	第19条 〔略〕 (物品の購入)
第29条 〔略〕 2 <u>見積書を徴収する業者の選定については、原則、3社以上から徴収することとするが、予定価格ごとの見積業者数については、長野県財務規則第136条の2第1項の規定を準用し、見積書を徴収する。</u> <u>また、見積書の省略については、同条第2項の規定を準用することができる。</u>	第29条 〔略〕 2 〔新設〕
第30条 〔略〕 (規定の準用)	第30条 〔略〕 (規定の準用)
第31条 〔略〕 2 <u>会員等への賃金、講師手当等は、長野県における統一単価表の規定を準用する。</u> 3 <u>会員等への旅費は、長野県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則の規定を準用する。</u>	第31条 〔略〕 2 〔新設〕 3 〔新設〕
第32条～第36条 〔略〕 (報告)	第32条～第36条 〔略〕 (報告)
第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を <u>関東農政局長野県拠点地方参事官</u> に報告しなければならない。 〔後略〕	第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を <u>関東農政局長野地域センター</u> に報告しなければならない。 〔後略〕
第38条 〔略〕 附 則 1～8 〔略〕 9 この規定は平成30年3月22日から施行する。	第38条 〔略〕 附 則 1～8 〔略〕

第2号議案

平成30年度 長野県農業再生協議会事業計画 (案)

I 基本方針

国は、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、国内外の需要拡大や需要と供給をつなぐ付加価値向上のためのバリューチェーンの構築など、所得向上の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化による生産コスト削減や米政策の見直しによる生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村の構造改革を後押しし、次世代に継承するための農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進めることを基本とする、我が国の農業・農村政策の転換方針を示した。

また、平成28年11月に農業競争力強化プログラム等を決定し、「農業競争力強化支援法」など農業改革関連の8法を制定して、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決し、更なる農家の競争力強化を実現することとしている。

一方、本県では、平成30年度からスタートする「第3期長野県食と農業農村振興計画」において、次代の長野県農業・農村を担う者に、農地や技術、郷土食、農村文化、農村景観などを確実に“つなぐ”とともに、農業・農村の魅力を向上するため、「次代へつなぐ信州農業」、「消費者とつながる信州の食」、「人と人がつながる信州の農村」の3本柱で政策を展開することとしている。

これらの状況を踏まえ、当協議会においては、国や県の新たな施策を積極的に活用して、主食用米の適正生産や水田農業の体質強化をはじめ、中核的経営者の育成や農地の集積・集約化の推進、耕作放棄地の再生活用等による地域農業の構造改革を図るとともに、中山間地の農業・農村振興に向け、関係者が一丸となって取組を進めることとする。

II 事業計画

1 米・戦略作物部会

(1) 主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進

「平成30年度の米政策の推進について（平成29年12月14日長野県農業再生協議会決定）」に基づき、県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となり、需要に見合った主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

ア 主食用米の需要に見合った適正生産の推進

(ア) 主食用米の生産数量目安値の設定と目安値に沿った適正生産の推進

(イ) 未達成地域協議会の「行動計画」の策定・実行による過剰作付の解消

(ウ) 地域間調整により目安値を100%活用した主食用米生産の推進

(エ) 加工用米や新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米）、備蓄米の積極的な作付け推進

(オ) 適正生産に向けた啓発用チラシの作成・配布

イ 水田フル活用ビジョンの策定・推進

(ア) 策定推進説明会の開催

(イ) 地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりの推進

(ウ) 「水田活用の直接支払交付金（産地交付金）」の最大限の活用促進

ウ 経営所得安定対策の活用

担い手農家の経営安定に向けてゲタ対策や「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」の活用を推進

エ 農業保険制度の活用推進

農業経営のセーフティーネットとして、水田農家へのナラシ対策や収入保険制度の加入推進

(2) 水田農業の体質強化

水田営農の複合化に向けた園芸品目等の導入、県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大、徹底したコスト削減を関係機関・団体が一丸となって進め、競争力・ブランド力・収益力の3つの力を向上させる「水田農業トリプルアップ運動」の推進により、水田農家の所得の確保と経営の発展を図る。

ア 水田経営の複合化（競争力アップ）

(ア) 加工・業務用野菜など産地推進品目の導入による経営の複合化（米＋α）の推進

(イ) 麦・大豆等の基本技術の徹底による収量・品質の向上、2年3作の推進による本作化

(ウ) 国の交付金制度の活用による加工用米、飼料用米、輸出米などの生産拡大

イ 米の品質向上・オリジナル品種の生産拡大（ブランド力アップ）

(ア) 1等米比率全国1位を達成するため、プロジェクトチームで地域の課題を分析・解決策の実践

(イ) 「風さやか」の作付拡大・品質向上のための技術対策とPR活動の展開

(ウ) 実需者ニーズの高い麦・大豆等の安定生産・作付拡大

ウ 徹底したコスト削減（収益力アップ）

(ア) ICTの活用等による経営のムダ・ムラ等の洗い出しと経営改善の促進

(イ) 省力・低コスト技術の積極的な導入

(ウ) 農地中間管理事業の積極的な活用等による担い手への農地集積の推進

2 担い手・農地部会

(1) 人・農地プランの推進及び地域営農の仕組みづくり

地域の課題解決に向けた実効性の高い人・農地プランの作成・見直し・実践を推進する。

また、人・農地プランの実現に向け、労働力補完体制の整備や一般企業の農業参入など地域の実情に沿った支援を行うとともに、女性農業者の事業発展活動を促進し、地域農業の活力向上を図る。

さらに、関係機関・団体との情報共有・連携を進める。

ア 人・農地プランの作成・見直し・実践への支援

(ア) 農地の出し手情報のリスト化方法及び農地利用最適化推進委員活動手法の検証 高山村（5月）

(イ) 人・農地問題解決促進研修会の開催 7月

(ウ) 地域振興局支援チームとの連携（キャラバンの実施による課題共有） 8月

イ 農業労働力補完体制の検討

(ア) 援農支援の事例紹介を含めた検討会への参画（援農隊マッチング事業） 7月

(イ) 農業労働力確保対策の検討（JAグループとの連携） 4～8月

ウ 一般企業農業参入セミナーの開催 8月

エ 女性農業者活動支援事業の実施

(ア) 女性農業者経営能力向上支援事業 3グループ

- (イ) 農業女子経営力アップ支援事業 8グループ
- オ 情報共有・連携強化
- (ア) 「担い手・農地だより」発行 2回(8・2月)
- (イ) 「農業構造政策推進資料」発刊 3月
- (2) 中核的経営体等の確保・育成及び経営力向上支援
- 認定農業者や集落営農組織など中核的経営体の経営力の向上に向けた支援により、経営規模の拡大、生産性の向上、法人化、複合化・多角化等の経営発展を推進する。
- また、集落営農の組織化、法人化、経営安定に向け、集落営農推進リーダー等を対象とした研修会の開催に加え、国の新規事業(農業経営者総合サポート事業)を活用して新たに設置する「農業経営相談所」による伴走支援体制の整備により、経営意欲のある農業者が創意工夫して農業を展開できるよう、農業者個々の経営実態や発展段階に応じた法人の育成や経営の改善・安定化を支援する。
- ア 農業経営相談所の運営
- (ア) 経営戦略会議の設置及び運営 4月～
- (イ) 専門家等を含む支援チームの派遣 4月～
- (ウ) 経営相談会の開催 5月
- (エ) 農業経営法人化支援事業 法人化15組織、集落営農5組織
- イ 農業経営コンサルタント等の派遣による法人化等支援 4月～
- ウ 農業経営管理能力向上セミナーの開催
- (財務・税務、労務管理、マーケティング、6次産業化など) 3回(12月、1月、2月)
- エ 集落営農経営発展支援研修会の開催(法人化促進、経営安定対策など) 11月
- (3) 農地の集積等の促進
- 人・農地プランの実現に向けた取り組みとともに、中核的経営体への農地の集積・集約化と農地や集落機能の維持を図るため、農地中間管理事業等の活用を支援する。
- ア 農地流動化検討会の開催(情報共有、関連事業の調整等) 毎月
- イ 人・農地プランと連動した農地流動化マニュアルの作成 7月
- ウ 人・農地プランの作成・見直し・実践への支援(再掲)
- (4) 農地の遊休化防止と遊休農地の再生活用の推進
- 耕作放棄地を解消するため、耕作放棄地の再生・利用に向けた活動等を支援する。
- ア 遊休農地解消月間の設定 6月
- イ 農地利用最適化推進研修会の開催(長野県農業会議との共催) 5月
- ウ 遊休農地活用功績者表彰事業の実施 11月～2月
- エ 遊休農地活用シンポジウムの開催(県、長野県農業会議、JA長野中央会との共催) 2月
- オ 荒廃農地等利活用促進交付金の活用促進 周年

3 中山間地農業振興部会

(1) 中山間地農業の振興

ア 市町村の将来ビジョンに関する支援

農業者や地域住民の意向を踏まえて中山間地の農業振興に向けた自発的な取組の「道しるべ」となる将来ビジョンを市町村が策定するにあたり、協力・助言と、将来ビジョンの実効確保に向けて各種事業の活用促進などの支援を行う。

イ 地域別農業振興計画に関する支援

地域振興局単位に策定する地域別農業振興計画について、地域実情を捉えて、早期に効果が発揮される仕組みや内容の検討と、支援事業の進捗等を踏まえた計画の評価を行う。

ウ 横断的な課題に対する検討

農村地域の活性化や暮らし支援など様々な課題に対し、農業分野としての関わり方などの検討を行う。

(1) 平成 30 年度 米・戦略作物部会事業計画

1 基本方針

国は、平成 30 年の米政策の見直しにおいて、「行政による生産数量目標の配分」と「米の直接支払交付金」を廃止するものの、引き続き「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」などによる支援を継続するとともに、主食用米の適正生産については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき継続することとしている。

本県としても、長年に亘って築き上げてきた、関係機関・団体・生産者が一体となった需給調整の枠組みをしっかりと維持し、平成 30 年からの米政策の転換に的確に対応して、引き続き、主食用米の需要に見合った適正生産に取り組むとともに、水田農業の所得確保と経営発展に向けて「水田農業トリプルアップ運動」を展開し、持続性の高い活力ある水田農業の実現を図る。

2 事業計画

(1) 主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進

「平成 30 年度の米政策の推進について（平成 29 年 12 月 14 日長野県農業再生協議会決定）」に基づき、県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となり、需要に見合った主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

ア 主食用米の需要に見合った適正生産の推進

- (ア) 主食用米の生産数量目安値の設定と目安値に沿った適正生産の推進
- (イ) 未達成地域協議会の「行動計画」の策定・実行による過剰作付の解消
- (ウ) 地域間調整により目安値を 100%活用した主食用米生産の推進
- (エ) 加工用米や新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓米）、備蓄米の積極的な作付け推進
- (オ) 適正生産に向けた啓発用チラシの作成・配布

イ 水田フル活用ビジョンの策定・推進

- (ア) 策定推進説明会の開催
- (イ) 地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりの推進
- (ウ) 「水田活用の直接支払交付金（産地交付金）」の最大限の活用促進

ウ 経営所得安定対策の活用

担い手農家の経営安定に向けてゲタ対策や「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」の活用を推進

エ 農業保険制度の活用推進

農業経営のセーフティーネットとして、水田農家へのナラシ対策や収入保険制度の加入推進

(2) 水田農業の体質強化

水田営農の複合化に向けた園芸品目等の導入、県産米の高品質化やオリジナル品種の生産拡大、徹底したコスト削減を関係機関・団体が一丸となって進め、競争力・ブランド力・収益力の3つの力を向上させる「水田農業トリプルアップ運動」の推進により、水田農家の所得の確保と経営の発展を図る。

ア 水田経営の複合化（競争力アップ）

(ア) 加工・業務用野菜など産地推進品目の導入による経営の複合化（米＋α）の推進

(イ) 麦・大豆等の基本技術の徹底による収量・品質の向上、2年3作の推進による本作化

(ウ) 国の交付金制度の活用による加工用米、飼料用米、輸出米などの生産拡大

イ 米の品質向上・オリジナル品種の生産拡大（ブランド力アップ）

(ア) 1等米比率全国1位を達成するため、プロジェクトチームで地域の課題を分析・解決策の実践

(イ) 「風さやか」の作付拡大・品質向上のための技術対策とPR活動の展開

(ウ) 実需者ニーズの高い麦・大豆等の安定生産・作付拡大

ウ 徹底したコスト削減（収益力アップ）

(ア) ICTの活用等による経営のムダ・ムラ等の洗い出しと経営改善の促進

(イ) 省力・低コスト技術の積極的な導入

(ウ) 農地中間管理事業の積極的な活用等による担い手への農地集積の推進

平成 30 年度の米政策の推進について

平成 29 年 12 月 14 日
長野県農業再生協議会

1 基本的な考え方

全国における米を取り巻く情勢は、平成 29 年産米の需給調整において、昨年に引き続き飼料用米を中心とした取組の進展により、3 年連続で過剰作付けが解消したことなどから、平成 30 年 6 月末の在庫見通しも、価格安定の適正水準とされる 200 万トンを下回る 187 万トンが見込まれ、主食用米の需給状況は改善してきている。

一方、米の消費量は、国民の食生活の多様化や少子・高齢化などにより、減少していることから、引き続き米の需給を均衡させ、米価の大幅な下落を防ぐためには、主食用米の需要に見合った適正生産を引き続き推進することが必要となっている。

このため、国は、平成 30 年以降も需要に応じた生産を推進するため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、引き続き、「水田活用の直接支払交付金」や「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」などによる支援を継続するとともに、従来行っていた生産数量目標の配分に代えて、国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって生産が行えるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む方式に切り替えて、主食用米の需給に応じた適正生産を推進することとしている。

本県においても、国の方針を踏まえ、引き続き、農業再生協議会を中心に、協議会の構成員（県、市町村、JAグループ、集荷業者ほか関係機関・団体）が、密接な連携と適切な役割分担の下、全ての農業者が協調して米の需給と価格の安定に向け、需要に見合った主食用米の適正生産に一丸となって取り組む体制を整備するものとする。

さらに、地域自らの発想・戦略と地域の合意による「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特性に応じた水田農業を推進するとともに、水田農家の所得向上を図るため、関係者が一丸となって収益性の高い園芸品目等の導入による経営の複合化、県産米の高品質化やブランド化、徹底した生産コストの削減に取り組み、水田農業の体質強化を図るものとする。

2 具体的な推進方策

(1) 主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進

ア 推進体制

県、市町村、JAグループ、集荷業者等を構成員とする県及び地域段階の農業再生協議会が中心となって、需要に見合った主食用米の適正生産を推進するとともに、地域の水田をフルに活用した特色ある産地づくりや水田農業の体質強化を図る。

イ 主食用米の需要に見合った適正生産の推進

- ① 主食用米の需要に見合った適正生産については、国が示す需給見通しに沿って、県農業再生協議会が定める生産数量目安値（以下「目安値」という。）により進めるものとし、平成 30 年産米の目安値は、別紙「主食用米の需要に見合った適正生産及び水田フル活用の推進について」により算定し、地域農業再生協議会に提示するものとする。

取組に当たっては、農業再生協議会を中心とした農業者、農業者団体の主体的な取組と行政のきめ細かな対応により、農業者の理解と協力のもとに各地域において、全ての農業者が協調して目安値に沿った生産が行われるよう努めるものとする。

- ② 29 年産において目標未達成の地域農業再生協議会及び 30 年産において目安値の範囲内での生産が困難となる恐れのある地域農業再生協議会においては、「行動計画」の策定を行い、これに沿った取組を行うものとする。
- ③ 目安値の 100%活用による主食用米の生産を推進するため、JAグループが主体となって、目安値の地域間調整に取り組むものとする。
- ④ 主食用米とは別枠で生産できる加工用米や、新規需要米（飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米、新市場開拓米等）、都道府県別優先枠のある備蓄米について、積極的な作付を推進することにより、主食用米の適正生産を進めるものとする。
- ⑤ 地域の米の需要動向を客観的に見極め、需要に見合った主食用米の適正生産を産地自らが推進することが求められていることから、消費者・流通業者の評価や需給動向など米づくりに関する情報のより積極的な収集・共有に努めるものとする。

ウ 水田フル活用ビジョンの策定・推進

- ① 農業再生協議会は、国の「水田活用の直接支払交付金」などの支援措置を最大限に活用し、水田のフル活用を進めるため、目安値を踏まえた主食用米の適正な作付けのほか、水田への加工・業務用野菜等の園芸作物の導入や麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、需要が期待できる新規需要米の作付け目標や導入する技術など、水田活用の取組方針を記載した「水田フル活用ビジョン」を策定し、構成機関・団体との密接な連携により、計画の実現に向けた取組を推進する。
- ② ビジョンの策定に当たっては、地域の水田農業の担い手や農地の利用集積の目標等について、集落段階での話し合いと合意形成を行い、その実現に向けて地域の関係者が一体となった取組を推進する。

なお、地域の水田農業を担う十分な担い手の確保・育成が困難な地域等にあっては、実情に応じて集落を基礎とした生産組織、作業受託組織等の多様な担い手による生産体制の整備を図るものとする。

エ 経営所得安定対策の活用

水田を活用した戦略作物（麦、大豆、飼料作物、新規需要米等）や地域振興作物（そば、野菜等）の生産振興、畑地への麦、大豆、そば等の作付けなどにより、農業者の経営安定に向けた取組を推進するため、農業再生協議会の関係者が連携し、農家、集落営農組織等に対してきめ細かな説明等を行い、経営所得安定対策の有効な活用を図る。

- ① 「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」及び「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」は、交付対象者が認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者などの担い手に限定されていることから、多くの農業者が交付対象となるよう、地域農業再生協議会と連携し、担い手への誘導を図る。

- ② 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能等を有効に活用し、戦略作物や地域振興作物の作付拡大、産地づくりを進めるため、加算措置等を含めて積極的な活用を図る。

また、これまで需給調整に参加してこなかった生産者に対しても積極的に活用を促し、目安値に沿った生産へと誘導を図るものとする。

- ③ 地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な「産地交付金」を十分活用するものとする。

オ 農業保険制度の活用推進

農業災害補償法の改正により、水稻共済への加入が農業者の任意に委ねられることや、新たに農業保険法に基づく収入保険制度が創設されることを踏まえ、農業者が農業経営のセーフティネット対策として、「収入保険制度（農業経営収入保険事業）」又は「農業共済及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）」のいずれかを選択して加入が図られるよう、制度の周知徹底と加入推進を行うものとする。

なお、収入保険制度への加入に当たっては、予め青色申告による税務申告が要件となることから、農業者への情報提供に配慮する

(2) 消費者に信頼される安全・安心な米づくりの推進

生産段階における栽培履歴の記帳の徹底及びGAPの取組、環境にやさしい米づくりの推進により、自然環境の保全、食品安全の確保、労働安全の確保を図り、消費者に信頼される安全・安心な米づくりを推進する。

(3) 水田農業の体質強化の取組推進

ア 水田経営の複合化【競争力アップ】

- ① 集落営農組織や雇用労働力を有している法人などの経営体を中心に、生産者団体との密接な連携により、AGRIX NAGANO を活用した産地（JA）推進品目（機械化体系が可能な加工・業務用野菜、育苗ハウスの後利用など）の導入シミュレーションと作付誘導により「米＋α」による経営の複合化を推進し、収益性の高い生産構造への転換を進め、競争力の向上を図る。
- ② 麦・大豆・そばについては、現在の主産地を主体に、基本技術の徹底による収量アップや品質の向上、2年3作の栽培体系の導入のほか、ブロックローテーションによる持続的な輪作体系などの推進により本作化を進める。
- ③ 非主食用米を組み合わせた経営の複合化に向けて、多収品種を用いた飼料用米等の作付拡大を進める。
- ④ 米の販路を拡大するため、意欲ある農業者による米の輸出を促進する。

イ 県産米の品質向上・オリジナル品種のブランド化【ブランド力アップ】

- ① 1等米比率全国1位を目標に、プロジェクトチームによる地域の現状分析と課題を解決するためのきめ細かな技術指導を展開するとともに、高温登熟障害（胴割米・白未熟粒）・雑草イネ対策の実施、適正な肥培管理技術の徹底などにより、実需者・消費者に選ばれる高品質な米の生産を進める。

- ② 実需者等から評価の高い県オリジナル米「風さやか」については、「風さやか推進協議会」を中心に、作付拡大・品質向上のための生産技術対策と認知度向上のためのPR活動を一体的に実施し、ブランド力の向上を図る。
- ③ 産地の立地状況などを踏まえ、特別栽培米など特徴のある高付加価値な米の生産を推進する。
- ④ 機能性に優れた大麦「東山皮糯 109 号（ホワイトファイバー）」の安定生産・作付拡大を推進するとともに、小麦については、「シラネコムギ」、「ゆめきりり」等に代わる麺用主力品種の選定・作付けにより、実需者等に信頼される産地形成を進める。

ウ 徹底したコスト削減【収益力アップ】

- ① 人・農地プランを踏まえて、地域の中心となる経営体へ農地の集積が円滑にできるよう、農地中間管理事業の積極的な活用等により、経営体の規模拡大等、効率的な水田農業構造の実現に努める。
- ② ICTを活用した効率的な生産体系システムの構築に向けた経営改善指導の実施や省力化技術の導入、環境にやさしい農業の推進による肥料・農薬の使用量の削減などにより、徹底した生産コストの削減を進め、収益力の向上を図る。

平成30年産米の生産数量目安値について(平成29年12月14日現在)

地域協議会	数 量 (トン) ①	単 収 (kg/10a) ②	面 積 (ha) ③=①/②
小諸市	3,979	651	611
佐久市	14,633	663	2,207
小海町	342	601	57
佐久穂町	1,619	624	259
川上村			
南牧村	100	529	19
南相木村	17	534	3
北相木村	22	532	4
軽井沢町	99	595	17
御代田町	713	624	114
立科町	2,316	669	346
上田市	9,600	604	1,589
東御市	4,055	625	649
長和町	1,421	590	241
青木村	701	589	119
岡谷市	437	627	70
諏訪市	2,161	654	330
茅野市	5,339	642	832
下諏訪町	109	625	17
富士見町	2,840	616	461
原村	2,114	613	345
伊那市	11,996	645	1,860
駒ヶ根市	4,677	633	739
辰野町	1,672	621	269
箕輪町	2,290	639	358
飯島町	3,108	628	495
南箕輪村	1,521	655	232
中川村	1,391	623	223
宮田村	1,394	630	221
南信州	11,191		1,862
飯田市	4,266	608	702
松川町	973	613	159
高森町	1,261	614	205
阿南町	840	582	144
阿智村	822	589	140
平谷村	27	460	6
根羽村	160	573	28
下條村	581	597	97
売木村	233	578	40
天龍村	82	508	16
泰阜村	254	569	45
喬木村	704	612	115
豊丘村	793	613	129
大鹿村	195	547	36

地域協議会	数 量 (トン) ①	単 収 (kg/10a) ②	面 積 (ha) ③=①/②
木曽	1,914		358
木曽町	700	503	139
上松町	222	528	42
南木曽町	440	569	77
木祖村	183	546	34
王滝村	67	523	13
大桑村	302	566	53
松本市	17,351	646	2,686
塩尻市	3,587	638	562
安曇野市	19,191	639	3,003
麻績村	771	632	122
生坂村	334	619	54
山形村	637	636	100
朝日村	291	594	49
筑北村	1,124	627	179
大町市	8,607	618	1,393
池田町	3,177	638	498
松川村	4,439	641	693
白馬村	2,437	550	443
小谷村	762	531	144
長野市	8,088	560	1,444
須坂市	1,034	588	176
千曲市	2,489	541	460
坂城町	780	552	141
小布施町	568	590	96
高山村	557	580	96
信濃町	2,975	623	478
飯綱町	2,724	620	439
小川村	222	513	43
中野市	2,720	565	481
飯山市	6,589	568	1,160
山ノ内町	503	574	88
木島平村	2,108	568	371
野沢温泉村	896	561	160
栄村	1,135	514	221
合 計	189,867		30,690

県再生協 地方部	数 量 (トン)	面 積 (ha)
佐 久	23,840	3,638
上 田	15,777	2,598
諏 訪	13,000	2,055
上伊那	28,049	4,398
南信州	11,191	1,862
木 曽	1,914	358
松 本	43,286	6,756
北アルプス	19,422	3,170
長 野	19,437	3,374
北 信	13,951	2,481
合 計	189,867	30,690

<平成30年産主食用米の適正生産に向けた取組スケジュール>

平成30年		県再生協	地方部	地域再生協
2月	上旬	○2/8 H30年水田農業経営所得安定対策等推進研修会		
	中旬			
	下旬	○地域間調整集約(1回目、営農C)		○目安値の達成に向けた行動計画策定
3月	上旬	(国) 県別の作付意向の公表(2/27)		
	中旬			
	下旬	○3/22 県再生協総会 ビジョンの作成・取りまとめ	○行動計画に基づく取組状況の把握と取組推進	ビジョンの作成・提出
4月	上旬	行動計画策定協議会等への地域巡回の実施(行動計画ヒアリング)		
	中旬			
	下旬	○地域間調整集約(2回目、営農C)	○行動計画に基づく取組状況の把握と取組推進	
5月	上旬	行動計画策定協議会等への地域巡回の実施(進捗状況等の確認)		
	中旬			
	下旬	○地域間調整集約(最終、営農C)		
6月	上旬	(国) 県別及び地域協別の作付動向の公表予定		
	中旬		○行動計画に基づく取組状況の把握と取組推進	○地域間調整による数量補正報告(農家への通知と県協報告)
	下旬	○6/30 水田フル活用ビジョンの承認期限(農政局→県) ○7/2 営農計画書及び交付申請書の提出期限(農業者→再生協→農政局)		

(2) 平成30年度 担い手・農地部会事業計画 (平成30年度長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)活動方針)

平成30年3月13日

長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)

I はじめに

農業・農村を取り巻く状況は、担い手の減少や高齢化等の進展に伴う農業生産力・集落機能の低下、遊休農地の増加等、多くの課題に直面しており、本県農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、地域農業を担う経営体の確保・育成や農地利用の効率化・高度化などによる農業生産構造の立て直しが喫緊の課題となっている。

政府は、平成25年12月「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、国内外の需要（需要フロンティア）の拡大、需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築など収入増大の取組みを推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化などの生産コスト削減の取組みや、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村の構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組みを進めることを基本的な考え方とする農業・農村政策の転換方針を示した。

また、平成28年11月に農業競争力強化プログラム等を決定し、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決し、更なる農家の競争力強化を実現するとして、その後、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化を進める「農業競争力強化支援法」や、土地改良事業による農用地の集積の加速化に係る「土地改良法」の改正など農業改革関連の8法を制定した。

長野県では、新たに「次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村」を基本目標とした「第3期長野県食と農業農村振興計画（2018年度（平成30年度）～2022年度）」を策定し、農業者が減少する中においても、次代を担う者に、農地や技術、郷土食、農村文化、農村景観などを確実に“つなぎ”、本県農業・農村を将来にわたり持続的に維持発展させていくため、認定農業者などの中核的経営体¹の育成や、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化、経営力の強化、雇用人材の安定確保、農業の高付加価値化・6次産業化などを複層的に推進していくこととしている。

国際情勢は日EU・EPA（欧州連合との経済連携協定）が平成29年12月に妥結したほか、TPP11協定（包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定）が平成30年1月に最終合意に至るなど、新たな枠組みが動き出す状況にある。

これらの状況を鑑み、農業関係団体・機関からなる本協議会担い手・農地部会では、連携を更に強化する中で、本県農業を支える中核的経営体^(注1)の育成や、農地の集積・集約化、遊休農地の再生・活用等を推進するとともに、経営所得安定対策や新たに創設される収入保険制度などの施策の周知・取組み支援など、国や県の動きも踏まえながら地域農業の持続的な維持・発展に資する様々な活動を着実に進めていくものとする。

II 地域農業の持続的発展に向けた活動方針

1. 基本的な考え方

地域の農業・農地の担い手の経営形態が多様化する中で、集落等における徹底的な話し合いを通じ、人と農地、地域農業の将来ビジョンを明確に見える化する「人・農地プラン（以下、「プラン」という。）」の取組みを加速化させ、効率的かつ持続的に農業を展開するための地域営農の体制づくりを推進する。

また、この営農体制の中核となる認定農業者や集落営農組織などの中核的経営体の確保・育成を図るとともに、経営管理能力の向上・経営基盤の強化を進め、雇用人材を安定的に確

(注1) 認定農業者(主たる農業従事者が他産業と同等の所得等を確保している又はそれを目指している経営体として市町村が認定した者)、基本構想水準到達者(認定農業者と同等水準の経営体として市町村が判断した者)、認定新規就農者(新たな担い手として市町村が認定した者)、集落営農組織を総称して「中核的経営体」と定義(国が定義する担い手と同義)。

保しながら経営の複合化・多角化・高度化に取り組むなど企業的な農業経営を実践できる法人経営体を育成する。

併せて、(公財)長野県農業開発公社(長野県農地中間管理機構)(以下、「公社(機構)」という。)を活用した農地の集積・集約化や、多様な取組主体が参画する遊休農地の解消対策を推進し、農用地の有効活用を図る。

更に、個別農家の農業生産力が低下している地域における集落営農組織の育成を支援するとともに、経営規模等を拡大する担い手や高齢化が進む集落営農組織、日本型直接支払制度の取組主体などに対する労力の補完体制の検討・構築を進め、地域営農の維持・発展を図る。

2. 具体的な活動方針

(1) 人・農地プランの推進及び地域営農の仕組みづくり

実効性のあるプランの作成と見直し、及びその取組みへの支援により、地域の実情に応じて中核的経営体と兼業農家や高齢農家、また、一般企業や定年帰農者など多様な地域の担い手が相互に補完し合い、持続的に農業生産や地域活動が行える仕組みづくりを推進する。

ア 市町村、農業委員会(農地利用最適化推進委員含む)、JA等と連携し、地域の課題の共有やその解決に向けた提案などにより、実効性の高いプランの作成と関連施策の有効活用を支援する。

イ 地域の話し合いに基づくプランの検討・実践に意欲の高い市町村に対しては、地域振興局支援チーム等と連携し、プラン実現のため積極的な支援を行う。

ウ 地域内の農地・農作業の利用調整に関する合意形成活動等の促進や企画・調整機能の充実を支援し、市町村における地域営農の仕組みづくりに向けた取組みを推進する。

エ 水田を中心とした地域においては、認定農業者や集落営農組織の育成と農地の集積、園芸作物を中心とした地域においては、労働力補完体制の整備など、それぞれの地域の実情や課題に対応した取組みを推進する。

オ 担い手が不足する地域では、市町村が出資する第3セクターや農業協同組合が出資する農業法人等が地域営農を補完する取組みや、農業への新規参入による多様な農業経営体を確保するための取組みなどを促進する。

カ 女性農業者の事業発展活動や、一般企業等の農業参入に向けた取組みを促進する。

キ 今後不足することが見込まれている雇用労働力の実態や課題等の調査・分析等の取組みを推進する。

(2) 中核的経営体の確保育成及び経営力向上支援

① 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成等

市町村が認定を行っている認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を推進するとともに、地域農業を担う効率的・安定的な経営体として着実に発展していけるよう、経営力の向上に向けた支援を行う。

ア 国の新たな事業(農業経営者総合サポート事業)を活用して設置する「農業経営相談所」を核に支援チームや経営コンサルタント等(以下、「コンサルタント等」という。)専門家による経営分析・診断等による経営改善に向けた伴走支援を行うとともに、雇用の増を伴う規模拡大や、多角化を目指す経営体の法人化を推進する。

イ 市町村営農支援センター(地域農業再生協議会)、農業改良普及センター等と連携し、認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を促進する。

ウ 市町村や関係機関と連携し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、認定農業者等の経営基盤を強化するため、経営体育成支援事業や農業金融制度資金、農業経営基盤強化準備金制度等を有効に活用し、農業生産施設・機械等の整備を支援する。

エ 認定新規就農者の経営展開を構成機関が連携して支援し、認定農業者への発展を図る。

②集落営農組織の経営安定と法人化の推進

既存組織の経営安定と任意組織の法人化を推進するとともに、担い手が不足する中山間地域等における集落営農の組織化を促進する。役員の高齢化などにより組織再編の必要性が生じている場合は、プランの作成・見直しを推進する中で、地域の実情に即し、既存組織の広域連携や合併を促進する。

また、農地利用の実態に応じて施策（経営所得安定対策等）対応型の集落営農の組織化を促進する。

ア 農業経営者総合サポート事業や経営体育成支援事業等の施策の活用により、法人化・組織化の推進や機械・施設の整備を支援する。

イ 集落営農組織の経理担当者等を対象にした研修会の開催などにより、経営の改善や法人化を支援する。

ウ コンサルタント等の派遣による個別相談や経営診断を通じて、集落営農組織の経営管理能力の向上を支援し、複合化・多角化・法人化等を推進する。

③法人化等経営発展の推進

経営実態に応じた農業経営の法人化等を推進し、担い手の効率的かつ安定的な経営発展を図る。

ア 研修会の開催、コンサルタント等による個別指導・相談活動を通じ経営管理能力の向上を図り、農業経営の法人化や6次産業化等による経営の複合化・多角化を支援する。

イ 関係団体と連携し、法人化を目指す経営感覚に優れた経営体を育成するとともに、新規就農希望者の法人への就業や農業研修の受入れ等を推進する。

（３）農地の集積等の促進

県、ＪＡ長野中央会、（一社）長野県農業会議、長野県農地中間管理機構、及び長野県土地改良事業団体連合会の５者合意による「農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針」に基づき、認定農業者、集落営農組織等の中核的経営体への農地の集積・集約化を促進し、効率的・安定的な経営体が本県の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を進める。

ア 公社（機構）が行う農地中間管理事業の活用を基軸として推進し、農業農村整備事業を効果的に活用しながら、農地の集積・集約化による農業生産性の向上等を図る。

イ 公社（機構）、ＪＡ及び各市町村農業委員会との連携・協調体制の強化を支援し、地域及び農業者が機構集積協力金等の支援施策を十分に活用できるよう制度の周知を進めることで、農地の集積・集約化を促進する。

ウ プランの作成・見直し・実践にあたっては、地域振興局段階の支援チームと連携し、市町村の取組みや地域における話し合いを通じて、農地の集積・集約化を推進する。

エ 農地流動化情報や貸し手、借り手に対する権利設定期間の終期情報を市町村等と共有することで、効果的な農用地利用調整活動を推進する。

オ 市町村農業委員会が行うあっせん活動や公社（機構）等による農地の出し手・受け手の掘り起こし活動などを支援する。

(4) 農地の遊休化防止と遊休農地の再生活用の推進

遊休農地の発生防止、再生活用に向けた取組みを支援し、多様な担い手による農地利用の最適化を促進する。

ア 「遊休農地解消月間」の設定や優良事例表彰、遊休農地活用シンポジウムの開催等により、発生防止と再生活用を啓発する。

イ 農地の有効利用に向け、プランの話し合いを通して発生防止や再生活用のための合意形成を進める。

ウ 市町村における遊休農地の解消計画の実践に向けて、「荒廃農地等利活用促進交付金」等の活用を推進し、農業者や市町村等が行う抜根・整地、土壌改良等の遊休農地の復旧・条件整備を支援する。

エ 消費者等の参画を得て、食育の推進や地域活性化などにつながる遊休農地の活用・解消運動を関係機関と連携して進める。

オ 地域合意のもと、広域展開する農業法人や一般企業などの多様な担い手と遊休農地とのマッチングを推進する。

カ 中山間地域における遊休農地等の発生防止の観点から、中山間地域等直接支払制度の活用を促進する。

Ⅲ 第3期長野県食と農業農村振興計画等における目標指標

年 度 項 目	現状(2016 年度) (基準年)	2022 年度 (目標年)	《参考》 2023 年度
中核的経営体数	8,998 経営体	10,000 経営体	
認定農業者	6,801 経営体	7,150 経営体	
市町村基本構想水準到達者	1,532 経営体	2,000 経営体	
認定新規就農者	338 経営体	500 経営体	
集落営農組織	327 組 織	350 組 織	
農業法人数	958 法人	1,080 法人	※2 2,373 法人
中核的経営体への集積面積※1	42,255 ha	57,200 ha	※3 70,500 ha
集積率	39 %	54 %	※3 68 %
荒廃農地の解消面積	991 ha/年	1,000 ha/年	

※1 現状は 2015 年度数値

※2 平成 27 年 7 月 16 日付けで、農林水産省経営局経営政策課から長野県に示された目標の目安値。

※3 平成 26 年 3 月 31 日に県が示した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」の目標値。制度開始 5 年後(2020 年度)の見直しまで当協議会においても目標値とする(ただし、数値には今後育成すべき農業者を含む)。

(3) 平成 30 年度 中山間地農業振興部会事業計画(案)

1 基本的方針

中山間地の農業は、農業者の高齢化や人口減少が進む中においても、国民に安定的に食料を供給する食料生産の場と、国土保全や水源の涵養など多面的機能の発揮の場として重要な位置を占めている。

また、都市住民などの生活観・価値観の多様化から、農村へ移り住みたいという「田園回帰」や「定年帰農」など非農家の農業・農村に対する関心が高まっている。

一方、担い手不足など「人の課題」、それに起因する遊休農地の増加、野生鳥獣被害の発生など「生産面の課題」、加えて、これまで行われてきた農道の共同管理活動が低下するなどの「農村の課題」が山積しており、それぞれの課題が複雑に絡み合っている現状にある。

このため、地域の様々な資源を活かし、磨き上げ、創意工夫をこらして自発的に活性化に取り組む地域に対し、県や市町村、JAグループ、土地改良区などの関係機関・団体が連携して、濃密的かつ戦略的な支援を行う。

2 活動内容

(1) 市町村の将来ビジョンに関する支援

農業者や地域住民の意向を踏まえて中山間地の農業振興に向けた自発的な取組の「道しるべ」となる将来ビジョンを市町村が策定するにあたり、協力・助言と、将来ビジョンの実効確保に向けて各種事業の活用促進などの支援

(2) 地域別農業振興計画に関する支援

地域振興局単位に策定する地域別農業振興計画について、地域実情を捉えて、早期に効果が発揮される仕組みや内容の検討と、支援事業の進捗等を踏まえた計画の評価

(3) 横断的な課題に対する検討

農村地域の活性化や暮らし支援など様々な課題に対し、農業分野としての関わり方などの検討

第3号議案

平成30年度一般会計収支予算書(案)

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収入総額 26,327,000 円
支出総額 26,327,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減	備考
1 補助金	25,138,000	15,152,000	9,986,000	
2 委託金	636,000	1,602,000	△ 966,000	
3 繰越金	553,000	1,475,000	△ 922,000	
収入計	26,327,000	18,229,000	8,098,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減	備考
米・戦略作物部会	4,477,000	5,841,000	△ 1,364,000	
担い手・農地部会	21,850,000	12,388,000	9,462,000	
支出計	26,327,000	18,229,000	8,098,000	

※ 各部会会計(案)の詳細は、別紙のとおり

(米・戦略作物部会 一般会計)

平成30年度収支予算書(案)

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収入総額 4,477,000 円
支出総額 4,477,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減	備考
補助金	3,977,000	4,441,000	△ 464,000	
平成30年度 経営所得安定対策推進事業補助 金	3,977,000	4,441,000	△ 464,000	
繰越金	500,000	1,400,000	△ 900,000	
平成29年度 経営所得安定対策推進事業の額 の確定に伴う繰越金	500,000	1,400,000	△ 900,000	
合 計	4,477,000	5,841,000	△ 1,364,000	

2 支出の部

(単位:円)

科目	平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増減	備考
経営所得安定対策推進事業補助金	3,977,000	4,441,000	△ 464,000	
県協議会事務費	3,977,000	4,441,000	△ 464,000	
国庫返還金	500,000	1,400,000	△ 900,000	
平成29年度 経営所得安定対策推進事業の額 の確定に伴う返還金	500,000	1,400,000	△ 900,000	
合 計	4,477,000	5,841,000	△ 1,364,000	

附帯決議事項

過去に行った補助事業について、残余金等が生じた場合は、国の指示に基づき速やかにその額を国に返還するものとする。

平成30年度収支予算書(案)

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収入総額 21,850,000 円
支出総額 21,850,000 円
差引残額 0 円

1 収入の部

(単位:円)

科 目			平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1. 補助金			21,161,000	10,711,000	10,450,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業		20,361,000	10,711,000	9,650,000	
		1. 担い手育成対策事業補助金	10,450,000	9,668,000	782,000	地域営農基盤強化総合対策事業 (県補助金)
		2. 農業経営者総合サポート事業補助金	9,911,000	0	9,911,000	新規
	2 農業リーダー育成事業	1. 若手女性農業者連携活動支援事業補助金	0	1,043,000	△ 1,043,000	(農業女子経営力アップ支援事業補助金へ移行)
	3 NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	1. 農業女子経営力アップ支援事業補助金	800,000	0	800,000	新規
2. 委託金			636,000	1,602,000	△ 966,000	
	1. 経営所得安定対策費	1. 積立金管理事務委託費	636,000	820,000	△ 184,000	収入減少影響緩和交付金管理事務費 (国庫委託費)
	2. 担い手育成総合支援事業	1. 農業経営法人化等支援業務委託費	0	782,000	△ 782,000	(担い手育成対策事業補助金へ移行)
3. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	53,000	75,000	△ 22,000	前年度繰越金
合 計			21,850,000	12,388,000	9,462,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目			平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	増 減	説 明
款	項	目				
1. 担い手・農地対策事業費			21,161,000	4,748,000	16,413,000	
	1. 地域営農基盤強化総合対策事業					
		1. 担い手育成支援事業費	10,450,000	2,923,000	7,527,000	農業経営管理能力向上セミナー、集落営農経営発展支援研修会、人・農地問題解決促進研修会、農業経営コンファレンス等派遣、農業参入セミナー、女性農業経営者等の経営向上支援、担い手情報発行ほか (県補助事業)
		2. 農業経営法人化等支援事業費	0	782,000	△ 782,000	(担い手育成支援事業費へ移行)
		3. 農業経営者総合サポート事業費	9,911,000	0	9,911,000	(1) 農業経営相談所の設置・運営 2,911千円 (経営戦略会議開催、経営サポートチーム派遣等) (2) 農業経営法人化等支援補助金7,000千円 (法人化 15組織 8400千円、組織化 5組織 8200千円) (県補助事業)
	2. 農業リーダー育成事業	1. 若手女性農業者連携活動支援事業費	0	1,043,000	△ 1,043,000	(廃止)
	3. NAGANO農業女子ステップアップ支援事業	1. 農業女子経営力アップ支援事業費	800,000	0	800,000	農業女子経営力アップ支援事業補助金 (県補助事業)
2. 経営構造対策事業費	1. 経営構造対策事業費	1. 経営構造対策事業費	0	6,745,000	△ 6,745,000	(担い手育成支援事業費へ移行)
3. 経営所得安定対策事業費	1. 資金管理費	1. 資金管理事務費	636,000	820,000	△ 184,000	収入減少影響緩和交付金管理事務費 (国庫委託費)
4. 雑支出	1. 雑支出	1. 雑支出	53,000	75,000	△ 22,000	借入利息等
合 計			21,850,000	12,388,000	9,462,000	

(耕作放棄地再生利用対策交付金 特別会計)

平成30年度 特別会計収支予算書(案)

自 平成30年4月 1日
至 平成31年3月31日

収 入 総 額 230,000 円
支 出 総 額 230,000 円
差 引 残 額 0 円

1 収入の部

(単位：円)

科 目		平成30年度 当初予算額	平成29年度 補正後予算額	増 減	説 明
款	項				
1 耕作放棄地 再生利用対策 交付金(基金)	1 繰越金	230,000	706,676	△ 476,676	29年度基金残額
合 計		230,000	706,676	△ 476,676	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目		平成30年度 当初予算額	平成29年度 補正後予算額	増 減	説 明
款	項				
1 耕作放棄地 再生利用対策 交付金(基金)		230,000	706,676	△ 476,676	
	1 再生利 用対策費	0	0	0	
	2 推進活 動費	0	706,676	△ 706,676	県協議会
	3 国返納 金	230,000	0	230,000	
合 計		230,000	706,676	△ 476,676	

第4号議案

平成30年度 担い手・農地部会の借入金の最高限度額及び借入先の承認について

1 借入金最高限度額

金 5,000,000円

2 借入先

長野県信用農業協同組合連合会

